岩手県告示第452号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金事務を令和7年4月1日次のとおり委託した。

令和7年7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定公金事務取扱者		委託した公金事務に係る歳入等	指定年月日	委託期間
名 称	住所又は事務所の所在地	又は歳出	有是平月日	安託朔间
		地方公共団体の手数料の標準に	令和7年4月1日	
	大阪府大阪市北区大深町4	関する政令(平成12年政令第16		令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
	番20号 グランフロント大	号) の表25の項、27の項及び27		
	阪タワーA	の2の項の中欄に掲げる事務に		
		係る手数料の収納		